

平成十九年六月十四日提出
質問第三八七号

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第三一六号）を踏まえ、再質問する。

一 過去に北方領土を訪問した全ての日本の閣僚（副大臣、かつての政務次官を含む）及び政府高官の官職氏名並びにその訪問時期を明らかにされたい。

二 二〇〇七年六月三日のラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問（以下、「ラブロフ訪問」という。）に対して、外務省はどのような対応をとったか。

三 二〇〇七年六月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第三一二号）によると、政府は「北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており」と答弁している。北方四島が我が国固有の領土である以上、「ラブロフ訪問」は主権侵害であり、ロシア政府に対して嚴重に抗議すべきであると思料するが、「ラブロフ訪問」について、外務省はロシア政府に対して抗議を行なったか。行っていないのならば、その理由を明らかにされたい。

四 当時の森喜朗内閣総理大臣とプーチン・ロシア連邦大統領との間でイルクーツク声明が交わされた二〇〇一年から本年までの六年間、日口関係及び北方領土問題はどのように推移してきたと外務省は認識して

いるか。日口関係は発展し、北方領土問題も解決に向けて前進したと外務省は認識しているか。具体的かつ明確に外務省の認識を明らかにされたい。

五 二〇〇七年六月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第三一六号）によると、「我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。」との答弁がなされているが、四の認識を踏まえた上で、具体的に今後どのような方策を持ってロシアとの交渉に臨むのか。外務省の認識を明らかにされたい。

右質問する。